

# 岐阜県公報

## 目 次

### 規 則

岐阜県家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する規則

(家畜防疫対策課) 二八七<sup>ページ</sup>

### 告 示

土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定の解除

(環境管理課) 二九一

保安林の解除をしようとする旨の通知

(森林保全課) 二九一

道路の区域変更

(道路維持課) 二九二

道路の供用開始

(同) 二九二

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一部改正

(出納管理課) 二九二

### 選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設の指定

(選挙管理委員会) 二九三

### 公 示

落札者等に関する公示

(危機管理政策課) 二九三

令和四年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施についての一部変更

(建築指導課) 二九三

## 規 則

岐阜県家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十八号

岐阜県家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県家畜改良増殖法施行規則(昭和三十四年岐阜県規則第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「修業試験を行ない」を「に修業試験を行い、」に改め、同条に次の二項を加える。

3 合格証明書の交付を受けた者は、当該合格証明書を亡失し、又は毀損したときは、再交付申請書(別記第三号様式)を知事に提出してその再交付を受けることができる。

4 前項の再交付申請書には、合格証明書(毀損したときに限る。)を添えなければならない。

第七条第二項中「別記第三号様式」を「別記第四号様式」に改める。

第八条第一項中「別記第四号様式」を「別記第五号様式」に改め、同条第二項中「施設」を「許可証に係る家畜人工授精所」に改める。

別記第一号様式を次のように改める。

第 三 百 十 一 号  
令 和 四 年 七 月 一 日  
(金曜日)

別記

第 1 号様式 (第 5 条関係)

家畜人工授精師養成講習会受講願書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日生

下記の家畜人工授精師養成講習会を受講したいので、履歴書を添えてお願いします。

記

- 1 講習会の別 (家畜人工授精・家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植・家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植)
- 2 家畜の種類

第3号様式（第6条関係）

家畜人工授精師養成講習会修業試験合格証明書再交付申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

合格証明書の再交付を受けたいので、岐阜県家畜改良増殖法施行規則第6条第3項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 合格証明書番号及び交付年月日
- 2 講習会の別（家畜人工授精・家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植・家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植）
- 3 家畜の種類
- 4 申請の事由

別記第三号様式を次のように改める。

第 4 号様式 (第 7 条関係)

家畜人工授精師養成講習会修業追試験受験願

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日から 年 月 日まで開催された家畜人工授精師養成講習会  
〔講習会の別 (家畜人工授精・家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植・家畜人工授精並びに家  
畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植)、家畜の種類 ( )〕を受講しましたが、次の理  
由により修業試験を受験できなかつたため、岐阜県家畜改良増殖法施行規則第 7 条の規定によ  
り追試験を受けたいのでお願いします。

理由

別記第四号様式を別記第五号様式とし、別記第三号様式の次に次の一様式を加える。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第二百三十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

令和四年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定を解除する形質変更時要届出区域  
平成三十年岐阜県告示第五百号により指定した区域（加茂郡坂祝町酒倉字南高見二三三番一及び四の一部）の全部
- 二 指定に係る特定有害物質の種類  
トリクロロエチレン
- 三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去及び原位置での浄化による除去）

岐阜県告示第二百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和四年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

中津川市茄子川字中畑一―二の二三・一二二の九四・一二二の九七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部森林保全課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和四年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所  
恵那市山岡町下手向字池の尻一―七二の一
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

岐阜県告示第二百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和四年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町坂内広瀬字川尻六の一・五七の一五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五七の一六

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部森林保全課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年七月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	白鳥線 板取線	郡上市大和町落部字板尾 一一五四番一四地先地内	後	二〇・〇 六・六	二〇・二	
			前	二〇・〇 三・八	二〇・二	

岐阜県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年七月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	関本線	関市千足字西柳原一〇六二番 九九地先から 同市同 字同 一〇六四番 地先まで	一四・〇	令和 四・七・一	令和 二・九・四

岐阜県告示第二百四十二号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示（平成十五年岐阜県告示第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

令和四年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一中「松波佐登美（岐阜市庁舎内）」を「松波佐登美（岐阜市庁舎内）  
社会福祉法人みらい（可児市庁舎内）」に改める。

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定について、次のとおり報告があったのでその旨を告示する。

令和四年七月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地	収容人員
羽 島 市	羽島市民会館 第1会議室	羽島市福寿町浅平3丁目 25番地	150人

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和四年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 テレビ会議システム整備及び保守管理業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和4年3月25日

4 落札者を決定した日 令和4年5月10日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市数田南一丁目5番1号

株式会社日立国際電気 岐阜営業所

所長 山崎 英之

6 落札金額 451,000,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県危機管理部危機管理政策課防災情報管理係

(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号

令和四年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施についての一部変更

令和四年三月一日第二百七十八号 令和四年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について中試験地を次のとおり変更します。

令和四年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

変更前

二 試験地

1 二級建築士試験

学科の試験

各務原市那加桐野町五 六八 東海学院大学 東キャンパス本館

設計製図の試験

各務原市テクノプラザ一 二二 岐阜県成長産業人材育成センター

2 木造建築士試験

学科の試験

各務原市那加桐野町五 六八 東海学院大学 東キャンパス本館

設計製図の試験

各務原市テクノプラザ一 二二 岐阜県成長産業人材育成センター

変更後

二 試験地

1 二級建築士試験

学科の試験

可児市虹ヶ丘四 三 三 岐阜医療科学大学 可児キャンパス

設計製図の試験

各務原市テクノプラザ一 二二 岐阜県成長産業人材育成センター

木造建築士試験

2  
学科の試験

各務原市那加桐野町五 六八 東海学院大学 東キャンパス本館

設計製図の試験

各務原市テクノプラザ一 二二 岐阜県成長産業人材育成センター

令和四年七月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜文芸社